

要望書

横浜地方裁判所相模原支部における合議制裁判と労働審判の実施について

【要望の趣旨】

横浜地方裁判所相模原支部における裁判官の人員配置等の課題について真摯に検討するとともに、最高裁判所人事局に対して適切な人員配置を求める働きかけを行うことで、同支部における合議制裁判と労働審判の実施を早期に実現するよう強く要望します。

【要望の理由】

貴職におかれましては、ますますご健勝のこととお喜び申し上げます。

横浜地方裁判所相模原支部（以下「相模原支部」と言います。）は、相模原市及び座間市を管轄しており、管内の人口が85万人を超え、令和6年の刑事事件（新受）が307件、民事通常訴訟事件（新受）が708件に及んでいます。管内の人口、取扱件数ともにこれより少ない他の支部において合議制が実施されているにもかかわらず、相模原支部では、県内4つの支部の中で、また、政令指定都市に設置されている支部の中で唯一、合議制の裁判が行われておりません。

このため、相模原支部管内で発生した刑事重大事件、医療過誤や複雑な建築紛争などの民事訴訟事件が同支部においては実施されておらず、同管内の市民は、身近な場所でこれらの裁判を受ける機会やこれらの裁判を傍聴する権利を失っている状態にあります。また、解雇や未払給与等の労働紛争を迅速に解決する労働審判手続についても、同支部においては実施されておられません。

この点、近年、裁判所では民事裁判手続のデジタルIT化が進められています。WEB会議方式を利用して裁判期日に参加することが可能になったため、相模原支部管内の事件当事者が裁判所に出頭することなく横浜地方裁判所本庁の合議制裁判等を利用できることになり、これにより相模原支部に合議制裁判等を導入する必要性は失われたのではないかという意見に接することがあります。

しかし、弁護士を対象に実施したアンケート等によると、和解協議期日、労働審判期日、合議相当とされた複雑な訴訟事件の期日等におけるWEB会議方式の利用については、対面の場合と比べてコミュニケーションが取りづらく馴染まないという指摘や意見が少なくありません。

また、相模原支部における令和6年の民事通常訴訟事件の既済事件数657件のうち、両当事者に弁護士が選任されていない本人のみによる訴訟は27件、原告側のみ弁護士が選任されている事件数は422件、被告側のみ弁護士が選任されている事件数は16件あります。このように相当数の本人訴訟があるところ、代理人弁護士が選任されていない本人については、WEB会議方式の利用が進んでいないという現状があります。このように相当数の本人訴訟があるところ、本人がオンラインでの訴訟を利用するにはパソコンや証拠等のスキャン機器、WEBカメラ等を用意する必要があることに加え、これらの操作を十分に行えるIT技術への親和性が前提となり、オンラインを利用しない従来通りの訴訟のニーズは市民の間で依然として失われないも

のと考えられます。裁判を受ける権利の重要性からすれば、それらの市民の権利の保障は十分になされるべきです。

これらの事情からすれば、デジタルIT化によって相模原支部に合議制裁判等を導入する必要性が失われたとは言えません。

これまで、相模原市・座間市の両議会において、「合議制を導入するよう求める」決議を繰り返し行っております。また、日本弁護士連合会、関東弁護士会連合会及び神奈川県弁護士会でも、合議制裁判の実施を求める声明の発出や、裁判所との協議に努めて参りました。相模原支部において合議制裁判を行う体制が整備されることは、法曹界のみならず市民全体の強い願いであり、その早期実現は急務です。

そして、令和5年7月4日には、相模原市長、座間市長、各士業団体、相模原商工会議所等の経済団体、相模原市自治会連合会・座間市自治会総連合会等の住民団体、相模原市・座間市内のロータリークラブ等の奉仕団体など、合計47団体が参加する「横浜地方裁判所相模原支部に合議制裁判と労働審判実施を求める協議会」が発足し、合議制裁判等の早期実現に向けて活発に活動しております。

具体的には、令和6年1月から2月にかけて、横浜地方裁判所、最高裁判所、及び法務大臣に対し、相模原支部における合議制裁判と労働審判の早期実現を求める要望活動を行いました。また、同年7月4日には、市民参加型のシンポジウムを開催し、関係者及び市民等合わせて100名近くが参加しました。

さらに、同年3月頃より、主に相模原市及び座間市内において署名活動を実施し、令和7年3月11日の貴庁への要望申入れ時には同時点までに集まった7742筆の署名の写しをお渡しし、同年11月11日には最高裁判所に対し7842筆の署名原本を提出しました。そして、令和8年2月末日時点における累計署名数は7920筆となっています。比較的短期間にこれだけ多くの市民の賛同を得られたことは、同管内の市民が、相模原支部における合議制裁判と労働審判の早期実現を切実に求めていることの現れであるといえます。

ところで、私たちが全国の裁判所支部の裁判官数や事件数を調査したところ、相模原支部では、前記のとおり、民事・刑事ともかなりの新受件数がある中で、裁判官1人当たりの負担事件数が際立って多く、同等規模の事件数がある他支部と比較しても、適切な人員配置がなされていると言い難い状況にあることが分かりました。

そして、調査を進める中で、合議制裁判を実施するには、事実上、左陪席となる若手裁判官の配属が必要であるということも分かりました。裁判官不足と言われている昨今、東京都心に近い相模原支部は、遠方への転勤や通勤を負担に感じる若手裁判官にも受入れやすい勤務地であり、相模原支部に若手裁判官を配属することは、裁判官不足の歯止めにも役立つものと考えます。

こうした状況から、横浜地方裁判所相模原支部における裁判官の人員配置等の課題について真摯に検討するとともに、最高裁判所人事局に対して適切な人員配置を求める働きかけを行うことで、同支部における合議制裁判と労働審判の実施を早期に実現するよう強く要望します。

令和8年3月10日

横浜地方裁判所長 佐々木 宗啓 殿

横浜地方裁判所相模原支部に合議制裁判と労働審判実施を求める協議会

会長 相模原市長 本村 賢太郎

会長 座間市長 佐藤 弥斗

協議会参加団体一覧

令和7年9月5日基準日

| 番号 | 区分 | 参加会員名 |
|----|-------|-------------------|
| 1 | 自治体首長 | 相模原市長 本村 賢太郎 |
| 2 | | 座間市長 佐藤 弥斗 |
| 3 | 士業団体 | 神奈川県弁護士会 |
| 4 | | 東京地方税理士会相模原支部 |
| 5 | | 神奈川県司法書士会相模原支部 |
| 6 | | 神奈川県社会保険労務士会相模原支部 |
| 7 | | 神奈川県行政書士会相模原支部 |
| 8 | | 神奈川県土地家屋調査士会相模原支部 |
| 9 | | 東京地方税理士会大和支部 |
| 10 | | 神奈川県司法書士会厚木支部 |
| 11 | | 神奈川県社会保険労務士会厚木支部 |
| 12 | | 神奈川県行政書士会海老名座間支部 |
| 13 | | 神奈川県土地家屋調査士会大和支部 |
| 14 | 経済団体 | 相模原商工会議所 |
| 15 | | 相模原青年会議所 |
| 16 | | 津久井青年会議所 |
| 17 | | 津久井商工会 |
| 18 | | 城山商工会 |
| 19 | | 相模湖商工会 |
| 20 | | 藤野商工会 |
| 21 | | 座間青年会議所 |
| 22 | | 座間市商工会 |
| 23 | | 公益社団法人相模原法人会 |
| 24 | | 相模原市商店連合会 |
| 25 | 労働者団体 | 相模原地域連合 |
| 26 | | 県中央地域連合 |
| 27 | 住民団体 | 相模原市自治会連合会 |
| 28 | | 座間市自治会総連合会 |
| 29 | 奉仕団体 | 相模原ロータリークラブ |
| 30 | | 相模原南ロータリークラブ |
| 31 | | 相模原中ロータリークラブ |
| 32 | | 相模原西ロータリークラブ |
| 33 | | 相模原東ロータリークラブ |
| 34 | | 相模原グリーンロータリークラブ |
| 35 | | 津久井中央ロータリークラブ |
| 36 | | 相模原柴胡ロータリークラブ |
| 37 | | 相模原橋本ロータリークラブ |
| 38 | | 相模原ニューシティロータリークラブ |
| 39 | | 相模原かめりあロータリークラブ |
| 40 | | 相模原おださがロータリークラブ |
| 41 | | 相模原ライオンズクラブ |
| 42 | | 相模原シティライオンズクラブ |
| 43 | | 相模原中央ライオンズクラブ |
| 44 | | 相模原けやきライオンズクラブ |
| 45 | | 相模原アーチライオンズクラブ |
| 46 | | 座間ロータリークラブ |